

普通預金(1/2)

平成26年3月3日現在

1. 預金の種類 商品名	普通預金
2. 販売対象	法人および個人
3. 契約期間	期間の定めはありません。
4. 預入	(1) 預入方法 随時預入 (2) 預入金額 1円以上 (3) 預入単位 1円単位
5. 支払方法	随時支払いできます。
6. 利息	(1) 適用金利 変動金利 毎日の店頭表示の利率を適用します。 (2) 利払方法 年2回(2月・8月)の当金庫所定の日に元金に組入れます。 (3) 計算方法 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とした1年を365日とする日割計算。
7. 税金	(1) 個人のお利息には20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。(マル優をご利用の場合はかかりません。) ※平成49年12月31日までの間にお受取りになる利息には、「復興特別所得税」(0.315%)が追加課税されます。 (2) 法人は総合課税となります。
8. 手数料	キャッシュカード等による取扱いにあたっては、ご利用時間帯により当金庫所定の手数料を徴求します。 (詳しくは、別紙の「各種手数料のご案内」をご覧ください)
9. 付加できる 特約事項	(1) 個人の場合は「総合口座」の取扱いができます。 (貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%、担保定期積金の約定利回りに0.7%上乘せした利率) (2) 個人の場合は、マル優の取扱いができます。 (3) 個人の場合は、貯蓄預金との間で資金を移動させるスウィング(自動振替)サービスの取扱いができます。
10. 中途解約時の 取扱い	_____
11. 金利情報の 入手方法	金利は店頭の金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12. リスクに関する 重要事項	預金保険制度の付保対象商品です。 預金保険制度により預金者1人あたり元本1,000万円とその利息が保護されます。 当金庫に決済用預金(当座預金・無利息型普通預金等)以外の預金が複数ある場合は、それらの預金元本を合算して1,000万円までとその利息等が保護されます。
13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置	(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談部お客さま相談室(8時30分~17時、電話:022-222-8076)にお申し出ください。 (2) 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは



都の都信用金庫

普通預金(2/2)

	<p>全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客様さま相談室若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
14. その他参考となるべき事項	公共料金等の自動支払いおよび給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取もできます。

